

熊本市優良工事表彰要綱

制定 平成24年 5月 9日公告第391号

改正 平成24年 8月28日契約検査総室副室長決裁

平成25年10月30日総務局長決裁

平成28年 7月25日技術管理課長決裁

平成29年 3月22日総務局長決裁

令和 4年 6月 1日契約政策課長決裁

令和 6年 3月15日総務局長決裁

令和 8年 5月27日契約政策課決裁

(目的)

第1条 この要綱は、本市が発注する建設工事において優秀な成績を収めた建設業者並びに当該工事に従事した現場代理人、主任技術者及び監理技術者（以下「技術者等」という。）を表彰することにより、本市における建設業者の意欲の向上及び技術者の技術力の育成を図ることにより公共工事の品質の確保に資することを目的とする。

(表彰の対象工事)

第2条 表彰の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本市（上下水道局、交通局及び病院局を含む。以下同じ。）が発注し、前年度に完成検査が完了したもの。
- (2) 予定価格が400万円を超えるもの。
- (3) 熊本市請負工事成績評定要領（平成12年3月2日制定）第5条第4項に規定する工事成績採点表により技術管理課検査室において評定を行ったもの。

2 対象工事の業種及びランクは、別表に掲げるとおりとする。

(表彰の対象者)

第3条 表彰の対象者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 対象工事を施工し、表彰日時点で熊本市工事競争入札参加者の資格審査及び指名基準に関する規則（昭和41年規則第15号）第10条に規定する有資格業者名簿に登録されている建設業者
- (2) 対象工事に技術者等として従事し、表彰日時点で対象工事の建設業者に雇用されている者
- (3) 前号に該当する者のうち、契約日時点で35歳未満の者（以下「若手技術者」という。）

(表彰候補者)

第4条 対象工事で工事成績評定点が80点以上のもののうち、別表に掲げる業種又はランクごとに工事成績評定点の上位数者の建設業者、技術者等及び若手技術者を表彰の候補者（以下「表彰候補者」という。）とする。ただし、若手技術者の表彰の候補者については、技術者等で表彰の候補者となった者を除く。

2 建設業者、技術者等及び若手技術者の表彰の候補者の数は、別表に掲げる業種及びランクごとで施工された対象工事の件数の3%（小数点以下を切り上げて得た件数。ただし、当該件数が1に満たない場合は1とする。）に相当する数とする。

(欠格事項)

第5条 次の各号のいずれかに該当する建設業者及び技術者等（当該建設業者及び技術者等が前条の工事を施工した共同企業体の構成員及びこれに雇用されている者である場合は、その者以外の当該共同企業体の構成員及びこれに雇用されている者を含む。）は、表彰候補者から除外する。

- (1) 表彰日の前年度当初から表彰日までの間において、本市から熊本市工事請負及び委託契約に係る指名停止等の措置要綱（平成7年告示第108号）、熊本市上下水道局工事請負及び委託契約に係る指名停止等の措置要綱（昭和56年2月1日制定）、熊本市交通局工事請負及び委託契約に係る指名停止等の措置要綱（平成21年7月1日制定）又は熊本市病院局工事請負及び委託契約に係る指名停止等の措置要綱（平成21年4月1日制定）に基づく指名停止を受けている建設業者及びこれに雇用されている技術者等
 - (2) 本市が発注し前年度に完成検査が完了した工事（予定価格が400万円を超えるものに限る。）のうち、表彰の対象となる業種において、工事成績評定点が65点未満となる工事を1件でも施工している建設業者及びこれに雇用されている技術者等
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、表彰をするに不適当な事由があると認められる建設業者及び技術者等
- （優良工事表彰審査会）

第6条 表彰候補者について必要な事項を審査するため、優良工事表彰審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会の委員は、熊本市工事等競争入札参加者選定等審査会に関する訓令（昭和41年訓令第5号。以下

「審査会訓令」という。)第1条に規定する熊本市工事等競争入札参加者選定等審査会をもって充てる。

3 審査会の組織、会議及び庶務については、審査会訓令第3条から第5条の規定を準用する。

(被表彰者の決定)

第7条 前条第1項の審査の結果、表彰することが適当と認められた表彰候補者を、被表彰者として決定する。

(表彰の方法)

第8条 表彰は、毎年度、表彰状を授与して行う。

(被表彰者の公表)

第9条 前条の規定による表彰を行ったときは、被表彰者について、インターネットを利用して閲覧に供する方法により公表する。

(表彰の取消し)

第10条 市長は、被表彰者について第5条に規定する欠格事項に該当する事実が判明した場合は、表彰を取り消す。

(優良施工業者)

第11条 過去5か年度の工事成績評定点の平均点が、市長が別に定める得点以上である建設業者については、優良施工業者として、インターネットを利用して閲覧に供する方法により公表するものとする。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公告の日から施行する。

(経過措置)

2 平成24年度に行う表彰におけるこの要綱の規定の適用については、第2条第1項第2号中「250万円」とあるのは「130万円」と、同項第3号中「契約検査総室」とあるのは「契約検査室」と、第6条第2号中「250万円」とあるのは「130万円」とする。

附 則

この要綱は、平成24年9月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成25年10月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の熊本市優良工事表彰要綱（以下「新要綱」という。）別表は、令和3年4月16日以後に発注（一般競争入札にあっては地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告、指名競争入札にあっては同令第167条の12第1項の規定による指名をいう。以下この項において同じ。）する建設工事について適用し、同日前に発注された工事については、なお従前の例による。

3 新要綱第8条第2項にいう対象工事の件数を算定するに当たっては、新要綱別表におけるSランクと旧要綱（この要綱による改正前の熊本市優良工事表彰要綱をいう。以下この項において同じ。）別表におけるAランクを、新要綱別表におけるAランクと旧要綱別表におけるBランクを、新要綱別表におけるBランクと旧要綱別表におけるCランクを、新要綱別表におけるCランクと旧要綱別表におけるDランクを、それぞれ同一のランクのものとして取り扱うものとする。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和7年4月30日以前に公告、指名通知又は見積依頼を行った工事については第2条第1項第2号中「4

〇〇万円」とあるのは「二五〇万円」と、第五条第一項第二号中「四〇〇万円」とあるのは「二五〇万円」とする。

別表

発注方法	業種	ランク
一般競争入札 (入札後審査方式)	土木一式工事	S、A、B、C
	建築一式工事	A、B、C
	電気工事	A、B
	管工事	A、B
	舗装工事	A、B、C
	造園工事	A、B
	水道施設工事	A、B
	機械器具設置工事	—
	防水工事	—
	上記以外で対象工事の 件数が15件以上の業種	—
	上記以外の業種	—
一般競争入札（入札前審査方式）及び 一般競争入札（入札後審査方式 （技術要件設定型））	全業種	—